

## 令和8年4月実施の料金改定について FAQ

令和8年2月18日  
建築検査機構株式会社

Q.令和8年3月末までに事前審査を依頼し、4月以降に本申請する確認申請について、料金の適用はどのようになりますか？

A.新料金が適用されます。省エネ適判についても同様です

Q.令和8年3月中に確認申請を本受付してもらいたいが、事前審査の途中でも本受付してもらえますか？

A.以下の条件が整っていれば、事前審査の途中でも本申請していただけます。審査担当にご相談ください

- ・図書が概ね過不足なくそろっている（意匠図、構造図、設備図等）
- ・図書間に大きな不整合がない
- ・計画に明らかな瑕疵がない
- ・行政との事前協議が概ね済んでいて、計画の変更がない。調査報告書有を推奨

ただし、本申請後の計画の変更は不可です。その後の審査で法に適合しない部分が見つければ、適合しない旨の通知の交付となり、確認済証は交付されません。

Q.NICEWEB 申請を使用しており、令和8年4月までに本申請したいが本申請の期限はありますか？

A.新料金適用日の前営業日（3月31日）、17：30までに本申請を送信してください。

Q.新料金適用前に確認済証が交付された物件について、令和8年4月以降に申請する中間検査・完了検査はどちらの料金が適用されますか？

A.新料金が適用されます。遠方加算検査手数料についても同様です

Q.NICEWEB 申請を利用した検査申請については「事前相談を送信した日」で料金の適用が決まるのですか？

A.はい、その通りです。ただし新料金適用日の前営業日（3月31日）17：30を過ぎて送信されたものについては、翌営業日の受付扱いとなり、新料金の適用となりますのでご注意ください

Q.令和8年3月以前の確認申請、省エネ適判物件について、新料金適用日以降に提出する計画変更やルートC申請については、新料金表の適用となりますか？

A はい、その通りです。

Q.確認申請本受付時に完了検査までの手数料を一括で納入している場合の扱いはどうなりますか？

A. 勝手ながら令和8年2月20日以降に一括納入の請求書を発行させていただく場合、中間検査、完了検査にかかる手数料は「新料金」とさせていただきます。  
すでに旧料金で手数料を一括納入いただいている、令和8年4月以降に検査申請をされる場合にあっては、差額は頂戴いたしません。

Q.令和8年3月中に、本受付に先立って手数料の請求書をいただきたいが手数料はどうなりますか？

A.本受付できる要件が整っていれば、その時点で本申請をしていただければと思います。その場合、旧料金での受付となります。本受付できる要件が整っていない場合は、新料金での請求とさせていただきます。